

# 知っておきたいマイナンバー制度の基本

～うっかりルール違反で大変なことになる前に～

個人と法人にそれぞれ固有の番号をつけて利用するマイナンバー制度は、2016年1月から運用が開始される予定です。法人につけられる法人番号は、自由な利用が予定されていますが、個人につけられる個人番号は、法律で厳しく管理され、民間企業による個人番号の取得・利用、ルールに従わないものは罰則の対象となっています。このセミナーでは、マイナンバー制度の基本についてお話したうえで、この制度の導入によって民間企業に必要とされる対応、特に細かい配慮が必要となる個人番号の取扱い方法について、お伝えします。

## 【講義内容】

1. マイナンバー制度の概要
2. 制度導入により民間企業で必要とされる対応
3. 個人番号取扱い上の注意点

日 時 **平成27年6月12日(金) 16:00～17:30**  
※15:30より受付開始  
場 所 山崎製パン企業年金基金会館 4階 春光  
市川市市川1-3-14  
当事務所ではございませんのでご注意ください。  
定 員 50名  
参加費 無 料  
対 象 企業(個人事業主含む)



## 講師 弁護士 南部 朋子

一橋大学法学部卒業

平成14年 弁護士登録、リバーシティ法律事務所入所

平成17年 弁理士登録

平成20年 ペンシルバニア大学ロースクール LL. M.修了、  
ニューヨーク州司法試験(NYBarExam)合格

平成20年～平成21年 外務省に出向(任期付任用公務員)

平成22年 米国ニューヨーク州弁護士登録

個人情報に関する問題やその他コンプライアンスや取引に関する問題について企業からの相談対応実績多数。

## 《申込・お問い合わせ先》

裏面の「質問票」及び「参加申込書」に必要事項をご記入の上、**FAX**にてお申し込み下さい。

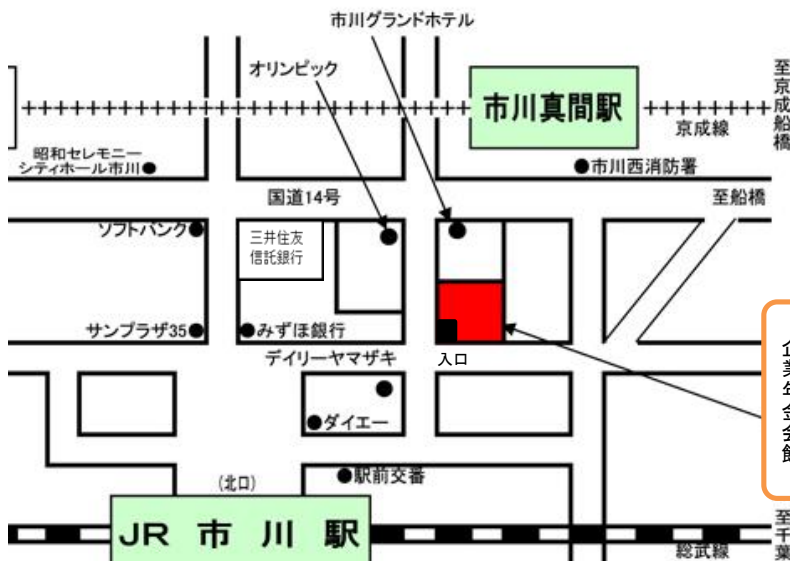
受講票はセミナーの約1週間前にFAX致します。

締 切: 平成27年6月2日(火)

担 当: 樫村・伊藤

TEL: 047-325-7378

FAX: 047-325-7388



会場住所: 〒272-0034 千葉県市川市市川1-3-14

JR総武線 市川駅より徒歩2分 京成線 市川真間駅より徒歩5分